

令和8年7月21日

保護者 各位

小金井市子ども家庭部

保育課長 黒澤 佳枝

(公印省略)

教育・保育給付認定の現況確認について（通知）

平素より本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育施設を利用している方は、子ども・子育て支援法に基づき、毎年、現況届の提出が必要です。その届出に基づき市では、保育を必要とする事由等が継続しているかの確認を行います。つきましては、以下のとおり必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただけない場合は、保育施設等の継続利用を希望されないものとみなし、ご退園いただく場合もありますのでご注意ください。また、現況確認の結果、保育要件の確認ができない場合や変更が生じる場合は、別途ご連絡いたします。

1 提出書類

※市内居住者のみ対象です。市外からの受託児、7月末で退園予定の方、及び8月入所の方は対象外となっております。

- (1) 現況届（きょうだいで入所されている場合は、世帯で1部をご提出下さい。）
- (2) 保育を必要とする理由を証明する書類（保護者全員それぞれにつき1部ずつ）

※必要な書類は裏面をご覧ください。

- (3) 年間収入申告書（令和7年1月から12月の間に海外の居住実績があった場合のみ）

2 提出期限

令和8年8月31日（月）必着 【厳守】

電子申請 URL

<https://logoform.jp/form/pCd3/1676507>



3 提出方法

- (1) 電子申請による提出方法

「現況届」は、原則電子申請（フォーム入力）での提出をお願いいたします。上記1にある「保育を必要とする理由を証明する書類」や「年間収入申告書」については、PDFファイルや写真データとして添付することで「現況届」と一緒に提出できます。

- (2) 紙による提出方法

郵送でご提出ください。また、小金井市役所第二庁舎1階エントランスホールに設置する受付用ポストに提出いただくことも可能です。

【郵送先】〒184-8504 小金井市本町6-6-3 小金井市役所子ども家庭部保育課 宛

※保育施設への提出はできません。

※裏面も必ずご確認ください

問合せ先

小金井市役所子ども家庭部保育課

電話 042-387-9846

提出書類についての詳細

- 保育を必要とする理由を証明する書類（保護者全員それぞれにつき1部ずつ）

必要とする理由	提出必要書類
就 労 (自営以外)	・就労証明書（注）
就 労 (自営業等) ※代表者が在園児童の 3 親等以内である場合 も含む	・就労証明書（注） ・自営業の就労内容を証明できる書類の写し (例)登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事務所の賃貸契約書など
疾 病	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・疾病、障がい、介護、看護申告に係る診断書（注）
障 害	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・申告内容を証明できる書類（各種手帳の写し）
介護・看護	・疾病、障がい、介護、看護申告書 ・申告内容を証明できる書類（介護保険被保険者証の写し、診断書 など）
就 学 (職業訓練校含む。)	・就学証明書
求職活動	・求職活動（起業準備）申告書 →内定先がある場合は、就労証明書（注）
その他	保育課にお問合せください。

（注）提出日から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

※就労証明書以外の様式は、令和8年度保育施設等入所案内に記載する様式をご使用ください。

※下記の市HPからもダウンロード可能です。

URL : (<http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikuen/hoiku-nyuusyosha/genkyou.html>)



- 年間収入申告書（令和7年1月から12月の間に海外の居住実績があった場合のみ）

対象となる方	提出必要書類
令和7年1月から12月の間に海外の居住実績があった場合	「年間収入申告書」 ※ 年間収入申告書は市 HP からダウンロードいただけます。 ※ 令和7年1月から12月の所得等をご記入ください。

提出書類の省略について

認定変更申請または転所申請、きょうだいの利用申請等で、**令和8年4月以降に**上記の提出書類をご提出済みの方は、提出書類を省略することができます。

省略する場合は、現況届にその旨をご記載ください。